

東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針について

1 経緯

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の最大の被災県である本県の責務として、かけがえない命を守り、同じ悲しみを繰り返さないためにも、東日本大震災の記憶と教訓を後世に伝承し、国内外に広く発信していくことが必要である。

このことを踏まえ、「新・宮城の将来ビジョン」の「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」の 4 つの取組分野の一つとして、「復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承」を位置付けるとともに、「復興・危機管理部」とその部内に「復興支援・伝承課」が新たに設置されることとなり、さらに、本県の震災伝承の取組の方向を明示し、その取組を着実に進めていくため、「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」を定めるもの。

2 基本方針の概要

(1) 基本理念

- ・ 東日本大震災の経験や復旧・復興の過程、そこからの教訓を現在（いま）、そして未来に伝え続ける。
- ・ 一人ひとりがかけがえのない大切な命を守り、災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくる。

(2) 伝承に関する 3 つの柱

①震災の記憶・経験の蓄積と発信

震災に関する記録・資料等の収集・保存・公開や震災伝承展示等を通じた発信に取り組む。

②伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進

地域防災活動を行う人材や将来の地域防災の担い手となる人材の育成、学校等での防災教育の推進に取り組む。

③多様な主体の連携による伝承の推進

多様な主体が互いの知見や経験を共有し、活かすことができるようネットワーク化に取り組む。

(3) 伝承に関する事業

別添 3 - 4 「東日本大震災の記憶・教訓等の伝承に関する事業一覧（案）」のとおり

3 今後の予定

3 月 2 9 日（月） 震災復興推進本部会議（基本方針の決定）

4 月 議会報告